

2023年 5月 15日

町田市長 石坂 丈一 様

申請者

住 所 町田市森野2-2-22

フリガナ マチダ タロウ

氏 名 町田 太郎

電 話 042-724-4269

町田市補助金等交付申請書【住宅バリアフリー化改修工事】

下記のとおり補助金等
規則第5条第1項の規定に

(A) 予定事業費は見積書の総額です。
(B) 助成対象経費は見積書のうちの補助対象と
なる項目の総額です。
※最終ページの見積書例もご確認ください。

執行に関する規

1 補助事業等の内容及び内容	町田市住宅バリアフリー化補助金交付要綱に規定する助成対象事業を行うため
2 補助事業等の経費の配分及び経費の使用用途	予定事業費 (A) 316,250 円 (税込) うち、助成対象経費 (B) 63,250 円 (税込)
3 補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画	着手予定 2023年 8月 1日 完了予定 2023年 11月 1日
	助成対象経費 $63,250 \text{ 円} \times 8/10 = 50,000 \text{ 円}$ A (千円未満切捨) 交付上限額 100,000 円 B 交付申請額 50,000 円 (AとBの少ない方)
	☒ 次のいずれか1点 ・ 建築確認記載事項証明書 ・ 検査済証 ・ 確認済証
	☒ 案内図 ☒ 住宅の現況が確認できる図書（各階平面図、配置図など） ☒ 改修工事の見積書の写し（数量、単価が分かるもの） ☒ 改修の内容が分かる図書 ☒ 現況の写真（工事をする箇所を2点以上） ☒ 申請者以外に所有者がいる場合、住宅所有者の同意書 ☒ 債権者登録依頼書（補助金振込口座の登録依頼書）

交付決定通知は、申請受付から約1カ月半後を目安に発行します。着手予定は、それ以降の日程をご記載ください。

必要書類がそろっているか
チェックしてください。

2面に続く

係 員	係 長	課 長

2面へ

受付欄

第1号様式（第2面）

6 実施する工事の種別 （該当するものを全てチェック） 右の工事は、市内事業者による施工である必要があります。	☒ 段差の解消 玄関までの敷地内の通路、玄関、廊下、各部屋の出入口について、2cmを超える段差を、床のかさ上げ、建具の交換等により2cm以下にする工事 ☐ 傾斜路（スロープ）の設置 1. 玄関までの敷地内の通路（屋外）、玄関、廊下、各部屋の出入口について、高低差が2cmを超える区間に傾斜路を設置する工事 2. 工事内容は町田市福祉のまちづくり総合推進条例で小規模共同住宅等における「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の基準に合致すること ☒ 手すりの設置 玄関までの敷地内の通路、玄関、廊下、各部屋について、市長が必要と認める部分に手すり（ただし、身体を支持する目的で使用するものに限る）を設置する工事 ☐ 床の張替（防滑化） 1. 浴室、便所、台所など水を使用する部屋全面の床を防滑仕上げの床材（C.S.R・B=0.6以上）に張り替える工事 2. 段差の解消等に伴い床を防滑仕上げの床材（C.S.R=0.3以上）に張り替える工事 ☐ 便所の改修 和式便器を洋式便器（暖房便座・洗浄機能付き便器含む）に交換する工事 ☐ 浴槽の改修 次の基準を満たさない浴槽を、いずれも満たすものに交換する工事 1. 浴槽の縁の高さが、床面から40～45cm程度 2. 浴槽の深さが50cm程度
右の工事は、市内事業者による施工でなくてもよいです。	☐ エレベータ等の設置 ホームエレベータ、段差解消機、階段昇降機を据え付ける工事（機器本体の費用含む）
7 個人情報の取扱いについて	☒ 私は町田市住宅バリアフリー化改修事業の実施のために、市が保有する申請者世帯の個人情報（居住状況、所有状況、納税状況等）を利用することに同意します。

**該当する工事を
すべてチェックしてください。**

**内容を確認し、
チェックしてください。**

**見積書
見本**

御見積り（例）

町田 太郎 様

下記の通りお見積りいたします。

件 名 町田様邸リフォーム工事
現場住所 町田市▲▲▲▲▲▲▲▲

金 額 **¥316,250- ・・・(A)**

申請書の「予定工事費」に記入する金額

市内事業者が施工する工事が対象です。
住所が町田市になっていることを確認してください。

株式会社○○○
代表取締役 ×× ××
東京都町田市△△△△△
tel. 042-□□□-□□□□

名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
キッチン取替	1.0	台	200,000	200,000 ・・・①	材工とも、運搬・処分費込 新規取付型番◆◆◆
手すり取付	4.0	m	12,500	50,000 ・・・②	材工とも、運搬費込 新規取付型番■●●
諸経費	1	式		37,500 ・・・③	
計				287,500	
消費税				28,750	
合計				316,250	

補助対象の項目は数量、単価を記載してください。

補助対象経費についての考え方

上記の見積書の場合、「手すり取付」と「諸経費」の項目が補助の対象となりますが、「諸経費」については、そのうちの補助対象部分について按分して算出する必要があります。算出方法は以下のとおりです。

〔計算方法〕

○補助対象となる諸経費の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{③諸経費} \times \text{②補助対象の金額} \div (\text{②補助対象の金額} + \text{①補助対象外の金額}) = \text{④補助対象となる諸経費} \\ & = 37,500 \times 50,000 \div (50,000 + 200,000) \\ & = 7,500 \cdots \text{④} \end{aligned}$$

○補助対象経費の算出方法

$$\begin{aligned} & (\text{②補助対象の金額} + \text{④補助対象となる諸経費}) \times 1.1 (\text{消費税率}10\%) = \text{(B) 補助対象経費} \\ & (50,000 + 7,500) \times 1.1 = \text{63,250円 (税込) } \cdots \text{(B)} \end{aligned}$$